



公 示 送 達 書

送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められるため、地方税法第20条の2の規定及び塩尻市税条例第18条により、次のとおり公示する。

令和8年7月14日

塩尻市長 百 瀬



1 書類の要旨

No.	番号	名前
1	081002105	株式会社 伸栄ホームサービス
2	081002105	合同会社 イトウ
3	081002105	小林 光
4	081002105	八木 公一
5	081002105	小澤 健太
6	081002105	小澤 健太 外1名
7	081002105	八木 公一 外1名
8	081002105	田村 仁志
9	081002105	田村 仁志 外1名
10	081002105	小林 光 外1名
11	081002105	今井 智
12	081002105	前田 史彦
13	081002105	竹内 直
14	081002105	野村 光生

1 5	081002105	湯本 洋介
-----	-----------	-------

2 書類の保管

この書類は、市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付する。